

石川県中小企業活性化協議会

組織概要

- ・中小企業活性化協議会は、産業競争力強化法の規定に基づき、国がすべての都道府県に設置した、中小企業の収益力改善、事業再生、再チャレンジまで幅広く経営課題に対応する、公正中立な機関です。
- ・中小企業等経営強化法に基づき認定された士業等専門家（認定経営革新等支援機関）の支援を受けて経営改善計画等を策定する場合、専門家に対する支払費用の一部を協議会が支援しています。

人員構成

<活性化協議会 支援業務部門 6名>

- ・統括責任者1名 統括責任者補佐5名
(内 弁護士1名)

<能登産業復興相談センター>

- ・センター長1名 アドバイザー5名
奥能登サテライトオフィス
・アドバイザー3名

支援業務詳細

(支援可能な課題等)

- ①収益力改善支援
- ②事業再支援
- ③再チャレンジ支援
- ④早期経営改善計画策定支援
(通称:バリューアップ支援事業)
- ⑤経営改善計画策定支援
(通称:405事業)

(支援可能な解決手段等)

- ①収益力の低下などに対し、課題・問題点、ビジネスモデルを分析した上で、収益力改善に向けた計画策定支援を行う。
 - ②過剰債務を抱え一時的に経営が悪化しているが、主力事業では黒字が見込まれ、財務や事業の見直しなどにより再生可能な中小企業者に対し、再生計画策定支援、金融調整等を行う。
 - ③円滑な廃業や経営者・保証人の再スタートに向けて、各種アドバイスや代理人弁護士の紹介を行う。また、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務の整理を支援。
 - ④客観的な経営状況の把握と金融機関との関係づくり。
 - ⑤金融支援を取り付けるとともに、業況改善の可能性と自社の取り組みを対外的に示す。
- ※能登半島地震に被害を受けた事業者の二重債務問題や経営課題解決のために、令和6年4月より「能登産業復興相談センター」を開設しています。

連絡先等

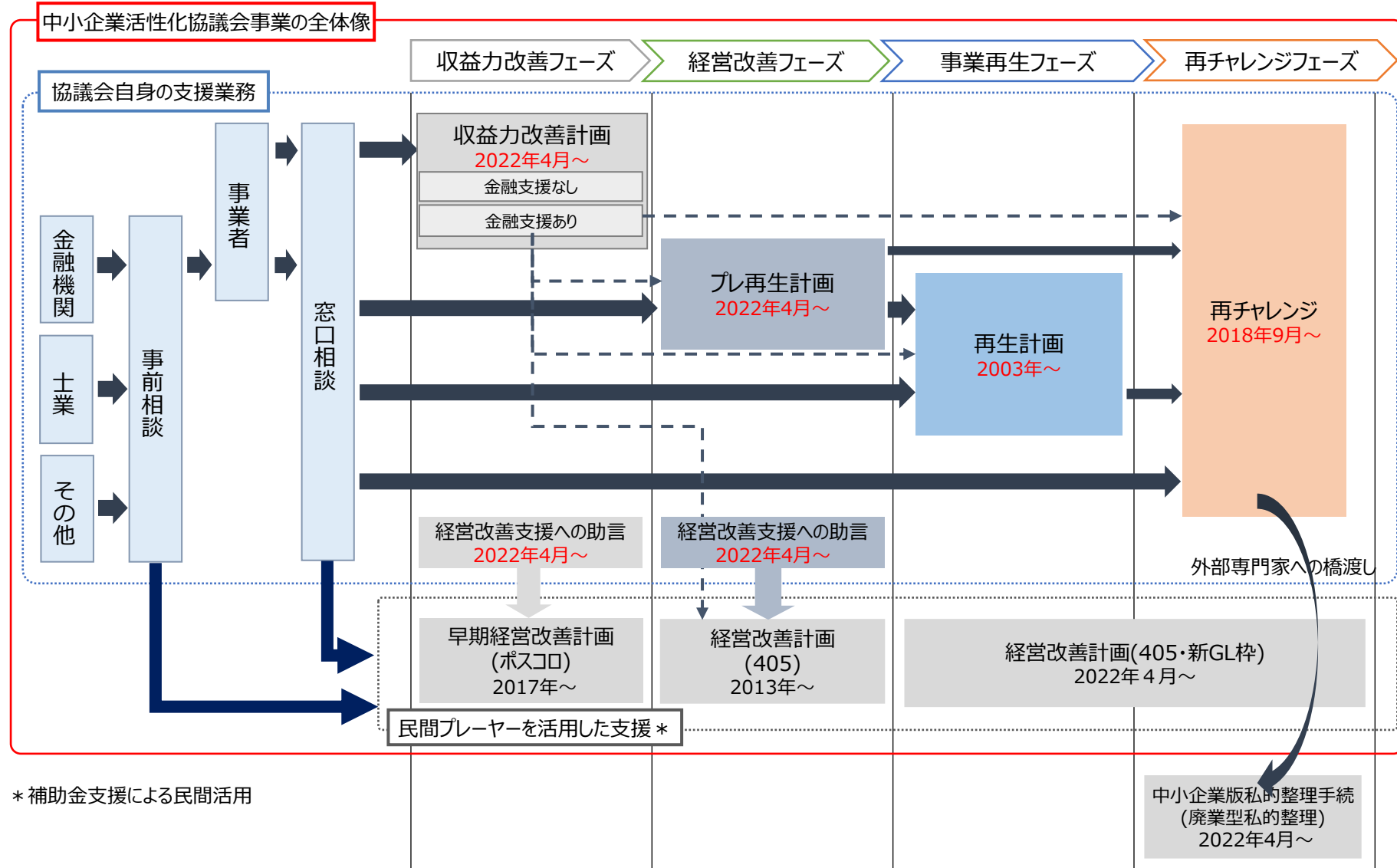
石川県金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館 2階

連絡先 (代表) 076-267-1189 (バリューアップ事業・405事業専用) 076-267-4974

メールアドレス k.contact@i-smeadviser.go.jp

営業時間 午前8時30分～午後5時15分(土日、祝祭日休み)

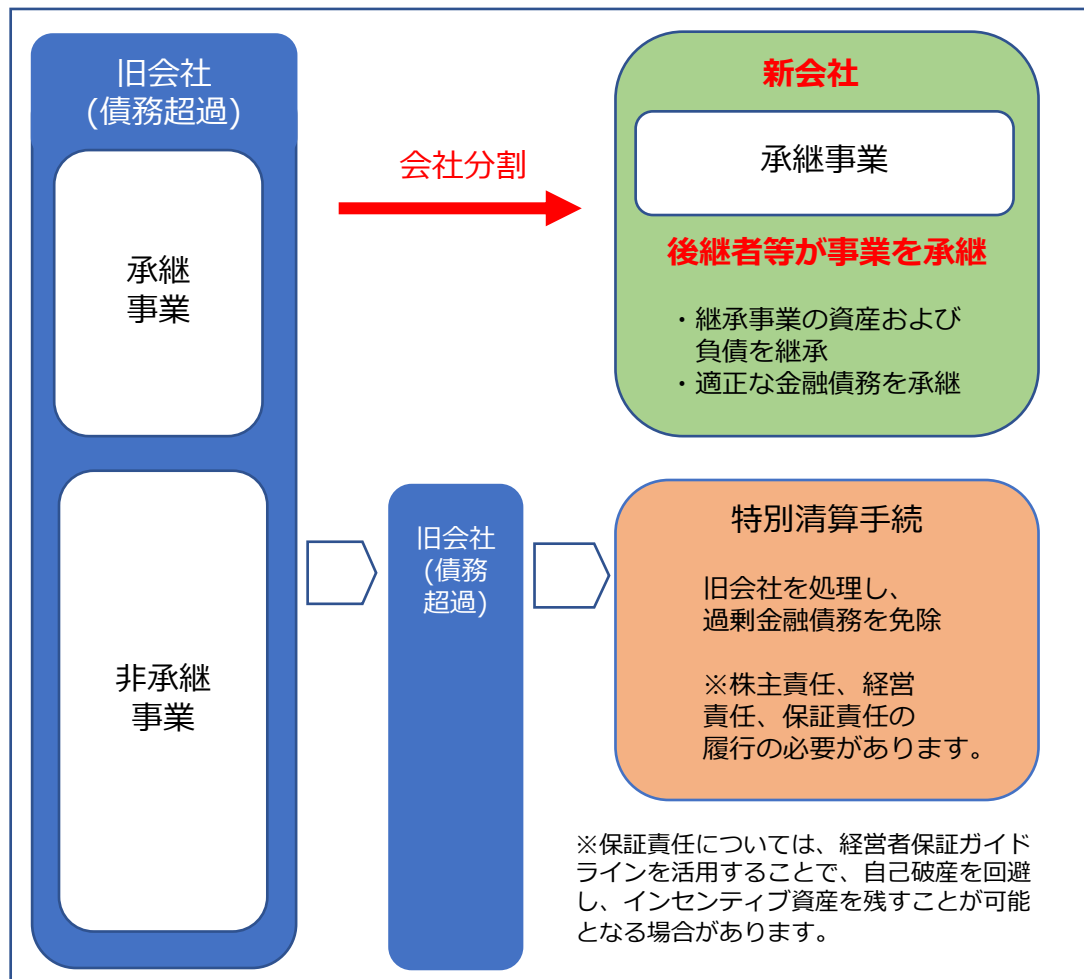
■ 中小企業活性化協議会事業の業務フロー



* 補助金支援による民間活用

■ 中小企業活性化協議会が関与する事業承継を伴う支援

■ 自主再建型の事業再生スキーム



■ スポンサー型の事業再生スキーム (一例)

